

平成30年9月市議会 建設水道委員会資料

第103号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の理由	1
2 法の改正概要	1
3 条例の改正内容	3
4 条例の施行期日	4

まちづくり部

平成30年9月

1 条例の改正理由

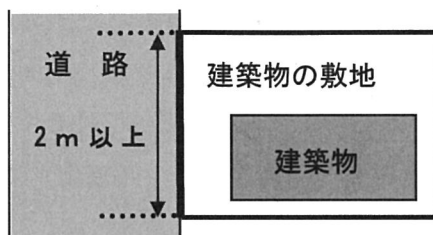
建築基準法（以下「法」という。）の許認可等の審査業務については、特定の者のために行う業務であることから地方自治法第 227 条の規定により手数料を徴収しているが、法の一部改正（6 月 27 日公布）により、新たに許認可の審査業務が生じ、新たな手数料を定める必要があること、また、既存の手数料を改定する必要も生じたことから、長崎市手数料条例の一部を改正するもの。

2 法の改正概要

(1) 主な改正内容

ア 建築物の敷地と道路との関係に係る建築認定及び建築許可

建築物の敷地は、建築基準法上の道路（以下「道路」という。）に 2m 以上接していなければならないと規定されている。（法第 43 条第 1 項）



○ 道路とは

- ・ 国道、県道、市道で幅員 4m 以上あるもの
- ・ 幅員 1.8m 以上で既に建築物の立ち並びがあるもの
- ・ 基準に適合するように築造されたもの など

従来、上記の条件を満たさない場合、建築審査会の同意を得て特定行政庁（市長）の特例許可を要するとされていた。

今回の法改正により、これまでの特例許可の実績を踏まえ、一定の要件を満たすもののうち、特定行政庁が認定するものは、建築審査会の同意を不要とする規定が新設され、特例手続きの合理化が行われた。

なお、それ以外については、従来のとおり、建築審査会の同意を得た特定行政庁による許可を要する。

【新 設】	(認 定)	第 43 条第 2 項第 1 号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 建築審査会の同意： 不要 </div>		
<p>一定の要件【その敷地が幅員 4メートル以上の道に 2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとして用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準（延べ面積 200㎡以内の一戸建て住宅）】に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p>		
※道とは、農道や通路等		

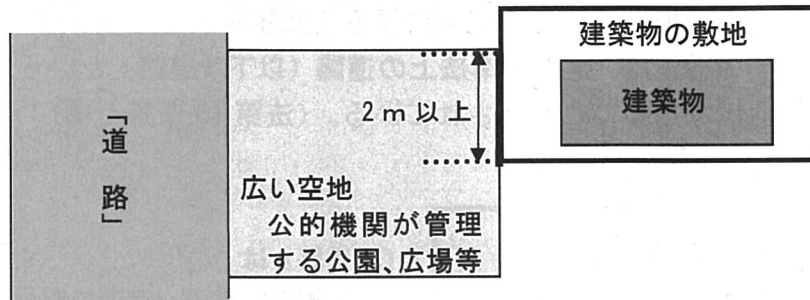
建築審査会の同意： 要

その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令（※2）で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

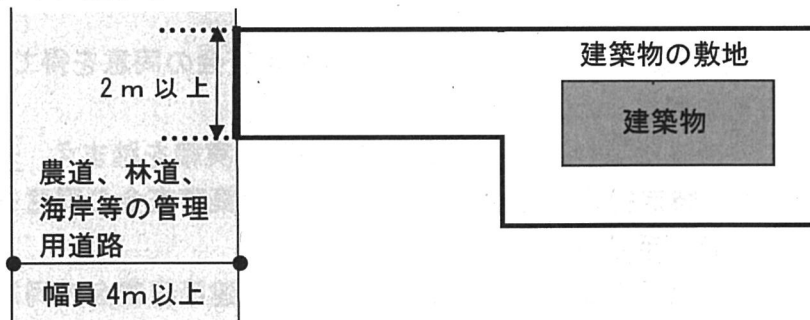
※2 国土交通省令（建築基準法施行規則第 10 条の 3） イメージ図

次のいずれかに適合するもの。

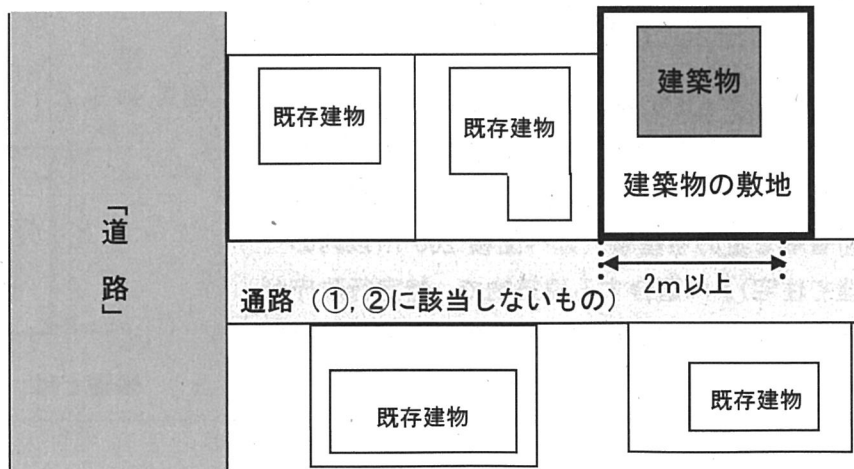
- ① 敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること



- ② 農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4メートル以上）に 2メートル以上接すること



- ③ 避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること



イ 1年を超える仮設建築物の建築許可

従来から、興行場等の仮設建築物（以下「仮設興行場等」という。）の建築については、1年以内の設置期間を定めて、特定行政庁（市長）が許可するものと規定されている。

今回、国際的な規模の会議又は競技会（例：2020年東京オリンピック・パラリンピック）など、特別な事情により、1年を超えて使用する仮設興行場等の建築については、建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可する規定が新設された。

なお、1年以内の設置期間のものについては、従来のとおり、その許可に際しては建築審査会の同意は不要である。

従 来	(1年以内の使用期間) (許 可) 第85条第5項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建築審査会の同意： 不要</div> <p>特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、<u>一年以内の期間</u>を定めてその建築を許可することができる。</p>
新 設	(1年を超える使用期間) (許 可) 第85条第6項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建築審査会の同意： 要</div> <p>特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により<u>1年を超えて</u>使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、使用上必要と認める期間を定めて、<u>建築審査会の同意</u>を得て許可することができる。</p>

(2) 法の施行期日

平成 30 年 9 月 25 日

3 条例の改正内容

長崎市手数料条例 別表第 1

ア 新たに定めるもの

手数料の種類	単位	金 額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(157) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1 件	2 万 7,000 円	法第 43 条第 2 項第 1 号
(182) 1年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料	1 件	16 万 300 円	法第 85 条第 6 項

イ 従来の金額を見直すもの

手数料の種類	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(181) 1年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料	1件	12万300円 (改正前12万円)	法第85条第5項

ウ 関係条文の整理を行うもの

手数料の種類	関係条文
(158) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	法第43条第2項第2号 (改正前：法第43条第1項ただし書)

4 条例の施行期日

平成30年9月25日